

平成 2 9 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (水)

議会提出議案

福島町議会

平成29年度福島町議会定例会12月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 委 4	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1
発 委 5	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について	3

発委第4号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月13日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <u>207.5</u> 、12月に支給する場合において100分の <u>222.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の <u>212.5</u> 、12月に支給する場合において100分の <u>227.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当に関する特別措置)
- 平成29年12月に支給される期末手当に限り、改正後の条例にかかわらず、第6条第2項中「100分の227.5」を「232.5」とする。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

発委第5号

平成29年12月13日

福島町議会議長 溝部幸基様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村明雄

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と
「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充
と就学保障に向けた意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、
教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、
「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。また、17 年度文部科学省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10 年間の教職員定数改善計画、29,750 人（初年度分 3,060 人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による 868 人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の 7~8 割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン 80 時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」および「30 人以下学級」の早期実現が必要です。

OECD の発表によると、2013 年度日本の GDP 比に占める教育機関への公的支出の割合は 3.2% と、依然として平均の 4.5% を大きく下回り、加盟 33 カ国中ワースト 2 位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された 12 年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 16.3% と約 6 人に 1 人、ひとり親家庭にいたっては 54.6% と 2 人に 1 人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、教職員定数改善など、以下の項目について地方自治法第 99 条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費が無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期現実、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など義務教育の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
4. 修学援助制度・奨学金制度の拡充、学校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効のある対策を早期に実現するよう要請します。
6. 高校授業料無償制度の所得制限撤廃が実現されるよう要請します。
7. 教育諸課題の解決に向けて人財確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準の改善をするよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣